

平成27年 6月24日

平成27年

第6回大田区教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 27 年第 6 回大田区教育委員会定例会会議録

平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

1 出席委員（6名）

尾形 威 委員	委員長
芳賀 淳 委員	委員長職務代理者
横川 敏男 委員	
藤崎 雄三 委員	
鈴木 清子 委員	
津村 正純 委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	勢古 勝紀
教育総務課長	水井 靖
副参事（教育政策担当）	曾根 暁子
副参事（教育施設担当）	酒井 敏彦
学務課長	森岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野 哲郎
副参事	長塚 琢磨
学校職員担当課長	室内 正男
教育センター所長	岩田 美恵子
大田図書館長	五ノ井 巖暢

3 日程

日程第1 教育委員の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第53号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

第54号議案 大田区文化財保護審議会委員の委嘱について

~~~~~  
(午後2時開会)

#### ○委員長

ただいまから、平成27年第6回教育委員会定例会を開催します。  
本日の会議に出席する職員氏名の読み上げをお願いいたします。

#### ○事務局職員

本日の出席職員の氏名を読み上げます。

勢古勝紀教育総務部長、水井靖教育総務課長、曾根暁子副参事（教育政策担当）、酒井敏彦副参事（教育施設担当）、森岡剛学務課長、菅野哲郎指導課長、長塚琢磨副参事、室内正男学校職員担当課長、岩田美恵子教育センター所長、五ノ井巖暢大田図書館長。

以上10名でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

本日は傍聴希望者がおります。委員の皆様、傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○委員長

傍聴を許可いたします。

（傍聴者入室）

#### ○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。御協力よろしくお願いいたします。

次に、会議録署名委員に横川委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。

本日は、鈴木委員及び教育長より報告がございます。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

それでは、まず、鈴木委員より報告をお願いします。

#### ○鈴木委員

資料）東京都人権擁護委員連合会子ども人権委員会報告からの抜粋

本日は、法務省人権擁護委員の連合会で関わっております、子どもの人権相談並びに啓発、救済等についての一部を報告いたします。

子どもの人権相談、子どものいじめ防止事業の実践例について、二つほどテーマとしてお伝え申し上げたいと思います。

子どもに関わる人権問題は多岐にわたりますけれども、法務省の人権擁護委員が組織する連合会では、暴行、虐待、いじめ、体罰、家庭の問題等、悩みを先生や保護者にも相談できないで抱えている児童・生徒に対しての救済窓口として、「子どもの人権110番」の電話相談並びに「子どもの人権SOSミニレター」の手紙相談を実施いたしております。このことについては、主に子ども人権委員会が関わっておりますけれども、まずは「子どもの人権110番」の電話相談について、お話を申し上げたいと思います。

資料を御覧いただきたいと思います。こちらは、平成26年度の東京法務局管内の相談の状況をまとめたものです。東京法務局ですから、23区並びに多摩西・東の地区を含めた相談状況ということになります。島もございますけれども、島はほとんどございませんので、23区と多摩とお考えいただいてよろしいかと思えます。

この資料は、4から8ページのところを抜粋していますので、まずは、4ページを御覧いただきますと、「子どもの人権相談110番」相談状況の月別相談件数の表がございます。平成26年度の総相談件数は1,519件でございました。

表を御覧いただいて、10月から11月、12月の3か月間は、続けて約170件ということになっておりますけれども、この3か月が多いというのは、東京法務局管内でSOSミニレターを10月、11月に配布をいたします。これは全国一斉配送になります。そのため、そこに記載されたフリーダイヤルの周知がなされ、電話相談の件数も増加したのだと見ております。

また、6月も若干増えております。これは6月に「子どもの人権110番」強化週間があるためで、150件ほどとなっております。ちなみに、全国の強化月間では1,579名、これは法務省調べでございまして、東京法務局内年間相談件数の10倍になっています。

次に、②の相談者別相談件数の表を見ますと、家族からの相談が4割以上を占めております。「子どもの人権相談110番」は電話相談でございまして、電話ですとほとんどが家族、主に母親からの電話が多く、約80%となっております。子どもの相談といえども、本人からは16%弱ということになります。これにつきましては、相談内容の2番目に多い学校批判のパーセンテージにリンクしますけれども、一番多いのは、いずれにしてもいじめの相談が daug ございます。

つづいて、5ページでございしますが、相談内容は、いじめですとか学校批判、体罰、虐待、友人関係、あるいは、細かいところで申しますと、自身の能力や容姿、それから性格の問題、進路とかそういった悩み、性同一性障害の問題、親のリストラや貧困にかけての問題、あとは家庭内の両親の離婚の問題等、様々でございまして、やはりパーセンテージの中ではいじめが一番多く、インターネットや携帯電話、スマホ等といったいじめの問題も増加傾向にございます。

6ページでございしますが、相談件数の推移、これは平成6年度からグラフになっております。平成6年度のときには128件でございしますが、26年度になりますと1,669件、この10年間で13倍に増加しているということになります。平成22年度が最も多い1,924件でございしますが、この年に法務省調査結果で、全国のいじめ事案件数だけで2,714件になっています。

文科省では、児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査結果の通知が発表されています。いずれにせよ、法務省ですとか法務局で様々な取り組みの中で発信されたものがあると、数字の動きが出てきます。

次に7ページから8ページなのですが、こちらは「子どもの人権SOSミニレター」の相談状況でございまして、A表、B表でございます。「子どもの人権SOSミニレター」相談状況については、児童・生徒からのミニレターが、26年度は1,559通、相談内容は、やはりいじめが最も多く占めておりますけれども、虐待ですとか、家庭内の問題へと続いてまいります。B表の中で、わかりやすく表示してありますけれども、いじめの中で

は、言葉によるものが22%で最も多く、あとは暴力によるものが10%弱、仲間はずれであったり無視が8%を占めております。中には、友だちがいじめられているという通報が78件寄せられております。

26年度の全国のミニレターによる相談受理件数ですが、これは法務省の件数でございます。2万1,578件になります。そのうち小学生が1万6,409件でございます。4年生が3,181件で一番多いです。次に5年生で3,094件、6年生2,632件と続きます。中学生ほかでございますが、5,169件。中学生ほかの「ほか」というのは、専門学校であったり、あるいは高校生であったりというのが入っています。そのうち1、2年生ですが、中学生になりますと1、2年生が1,600件、3年生になると若干減少してまいります。そのうちの学校におけるいじめの事案についてですが、それは3,763件で、全事件数の17.3%を占めます。このことについては表がございませんが、全国の表につきましては、のちほどまた記載がありましたら、協議会などで御提示させていただきたいと思っております。

さて、平成25年の9月に、いじめ防止対策推進法が施行されましたけれども、それに伴いまして、いじめ防止等のために地方公共団体が実施する施策として、いじめ問題対策連絡協議会が設置され、始動をしております。ほとんど23区、いじめに対する相談窓口は様々な関係機関に設置されておまして、法務省人権擁護委員連合会では、予防の方策として人権啓発事業の拡充を、今、行っているところであります。相談件数で見ますと、徐々に減少傾向になりつつあるのですが、これが潜在的にはもっと多いであろうということ認識をしないといけないなど、そのように考えております。

そこで、子どもに、いじめはだめなのだということを、どう伝えるかについて、研修・研究、それぞれが研鑽をしているわけですが、人権擁護委員である、ある弁護士の紹介で、若手の弁護士、この方は人権擁護委員ではありませんけれども、弁護士会でいじめ予防授業の実践を行っているという話を伺いました。

お手元に資料を添付してございます。「弁護士によるいじめ予防授業」ということで「子どもにいじめをどう伝えるか」という弁護士の橋詰先生のお話を御紹介したいと思っております。

資料を御覧ください。橋詰先生は、東京弁護士会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会の弁護士ということで活動をされております。ほかに人権絡みですと、先生は日弁連の子どもの権利委員会、それから日弁連の教育法制のワーキンググループ等々に所属をいたしております。非常に関心をお持ちになって、最初は多摩地区で活動をなさっていましたが、今はほとんどの学校で人権教室という名目で無償で授業を行っています。これについては、経費は弁護士会でお出ししているということでございますけれども、非常に評判がよろしくて、今は全国展開のような形になっております。

それでは御紹介をいたします。まずは2ページをお開きください。まず、「いじめ」は「人権」を侵害するのだというところのお話から入るのですが、最初に、教室に入りまして、子どものムードを盛り上げるために、まず御自分のお仕事である弁護士さんとはどういう仕事をしているのだ、というお話から入るようでございます。皆さんで非常に意見を出しやすい雰囲気をつくりながら、「いじめ」とはどのようなことなのだとことを問いかけ、子どもたちに例を挙げていただきます。からかいであったり、悪口を言ったり、仲間はずれにするだとか、無視するだとか、暴力だったり、物を壊したりあるいは物を隠し

たり、俗に言われるパシリをさせられたり等の発言が出てきます。その後、それでは「人権」というのはどういうことなのだというをお話しします。「人権」というのは、憲法でいう13条の幸福追求権というのがありますが、そういう難しいお話は別として、安心・自信・自由、それが侵害されるのだということ。そういうものは、非常に皆さんにとって不幸であるというお話をします。この権利は、誰もが生まれながらに持っている権利だから大切にしなければならない、というお話をし、「いじめ」と「人権」についてのお話をしっかりと子どもたちに伝えていきます。

余談ですけれども、私も人権教室を不得意ながらも何校か承っているのですが、人権講話や人権教室について言いますと、人間らしく生きる権利ですとか、人が幸せに暮らす権利、それから命を大切にしてお互いに思いやりを持ちましょうということと、一人一人の命、自由、平等を約束して、毎日の生活を支えていく大切な権利であるのだということを伝えていきます。

たまたま平成22年の糶谷小学校での人権講話のときに、学校を挙げて「差別・いじめ・仲間はずれ しない、させない、見逃さない」という標語を大々的に掲げて、1週間に一遍ぐらいずつ、みんなで声をかけ合って、朝の集会でやっているのだというお話を伺ったことがあります。非常に感激しました。学校では、各授業並びに通常の時間の合間にこういったものをつなげて、様々なところで出していただいているのに感心いたしましたし、本当にありがたく思っております。

次に、それでは「いじめ」は許されることがあるのか、というお話をします。そして、いじめは、いじめられる側が悪いのか、いじめられても仕方がないのか、それも子どもたちに問いかけます。

まずは、いじめられる人が悪いと思った人、そういう人は「○」、それから、いじめられる人は悪くないよと思うなら「×」、場合によっては悪いんじゃないの、場合によってはいいけれども、やられても仕方がないんじゃないのと思う人は「△」、ということを皆さんに聞いて、子どもたちに意見交換をしていただいて、考えていただく。その「○」、「×」、「△」をしっかりと頭の中に入れておいていただく。

その上で、「いじめ」以外の方法、気に入らなかつたり、様々なことがある中で、いじめないでほかで対処できる方法はあるのか、ということをお聞きします。では、何で「いじめ」を選んでしまうのだろうか、というのをお聞きします。「いじめ」というのは、正当化できる理由はあるのか。結論としては、ないよね、とにかくいじめられる側は悪くないのだよ、絶対に、ということをお伝えしていきます。

誰にも他人をいじめる権利はありませんよ、ということをお伝え、次に、7ページから8ページのところですが、「いじめ」について、だんだんひどくなっていくとどうなるのかという話に入ります。そのときに、これは自殺事件に関して様々なメディアで報道されますけれども、それは必ずしも子どもたちが全部が全部目にはしていないかと思いますが、メディアでいろいろ報道される大きい事件については、皆さん目にするわけです。学年ですとか、その状況を考慮して、できたら実際の自殺事件についての遺書などを配布して、皆さんにそれをお示しする。この部分に関しては、何件かここに資料としてお渡ししてございますけれども、具体的なものは後で目を通していただければよろしいかと思っております。皆さんのまだ記憶に新しいところ、一番最初で大きな事件になった「葬式

ごっこ」ですとか、中野区の富士見中学のいじめですとか、様々。今、ネットを開きますとパッとすぐ出てまいりますので、見てみますと、こんなにたくさんの事件があるのかというの、よくおわかりになるかと思えます。

「いじめ」をする側とされる側について、いじめは絶対だめなのだけれども、もしいじめをしてしまったときには、お互いに被害者も加害者も両方の中の心に傷が残りますよということですね、そういうことをお伝えしていきます。

橋詰先生の資料の中で、「22年目の謝罪」というお手紙を紹介する場面がありました。これは多分子どもたちの心に残るのではないかなとは思いますが、御紹介をしますと、同級生のC子がいじめて泣かせていたわけです。やがて大人になって、その子が結婚をして、出産をします。赤ちゃんの泣き顔に、「C子と同じように、もしこの子がいじめられたらどうしようか」という、そんな不安を持つようになりました。そのとき、初めて自分の罪の深さ、重さに気がつくわけです。それで、昔を思い起こして、同級生であったC子に謝罪のお手紙を出すわけです。ところが、その連絡をとったC子から返ってきた返事は、「もうそんな話は思い出したくもない、連絡してこないでちょうだい。」というようなお返事をいただきます。それで、彼女は心がさらに傷つくわけです。大変なことをしてしまったのだという。そんなところで、そのお手紙を子どもたちに紹介します。いじめ側の心も傷つけるのであるから、後悔しないように、「いじめをやめなさい」という言葉は、いじめをしている人の心を守る大切な言葉であるのだよ、ということを伝えていきます。

そして、そのお話の後に、例えばいじめで自殺をするというお話を取り入れられる場合は、いじめの自殺の構造についてのお話を入れてまいります。それには、多分皆様も耳にしたことがあるかと思いますが、自殺の構造を「心のコップの水」にたとえての話をします。心のコップの水は、いじめられた子どもの心を表しています。いじめられるごとに一滴ずつコップの中にお水が貯まっていく。ささいないじめでも一滴ずつ貯まっていく。だんだん貯まって、最後の一滴になったときに、たまたま自分が発した「キモい」だとか、「ウザい」だとか、「死ね」だとか、そういった傷つける言葉、最後の一滴がその自殺につながるかもしれないのだよね、というお話をします。あなたの何気ない「一言」は、とても大きな「一言」なのだということを子どもたちに伝えていきます。

次に、いじめられる側は本当に悪いのか、もう一度、最初に「○」、「×」、「△」だった質問に対して再度の質問、許されるいじめはあるのか、どうでしょう、ということを問いただします。それでもあなたは「いじめ」をしようと思う？それでも「いじめられる人が悪い」？「許されるいじめ」って本当にあるのか？やはりいじめは悪いし、やってはいけないよね、ということを確認します。そういった確認の中で、「○」とそれから「△」だった人にもう一度問いただし、絶対にいじめはだめなのだということをさらに確認します。

それでは、「いじめ」はどうしたら止められるのだろうかということを考えたときに、これも多分、いろいろなところで皆様方は耳にしたことがあるかと思いますが、「いじめの四層構造」ということで、森田洋司先生のお話なのですけれども、アニメの『ドラえもん』のキャラクターを使って、これを説明するのです。難しい話は抜きにして、『ドラえもん』のアニメのお話をして、アニメの中でいじめっ子がいるよね、いじめっ子ってここ

の中で誰になるんだ？加害者ですけれども、これは「ジャイアン」だよ。いじめられっ子って誰？被害者は？これは「のび太」のことなんだろうね。そばで見ているおもしろがっている人というのは「スネ夫」だね。見ているだけの人って、これは傍観者にあたりますが、これは「しずかちゃん」、という設定でお話をします。

その中で、傍観者の「しずかちゃん」は見ているだけの人なのだけれども、一番「しずかちゃん」が何か止められるものを持っているかもしれないね、というお話の中から、では「しずかちゃん」はどうしたらいいのだろう、ということをお話の中で考えてもらいます。子どもたちにまた問いまして、皆さんで話し合いをしていただいて、こうしたらいいだろうなというものを皆さんに出していただくという形をとっています。

最初にお話しした、あなたの一言で「コップの水」を減らすことができるかもしれないよね。「自分には何もできない、関係ない」と思っていないかどうか。何かしら、絶対にできることがあるよね、ということです。いじめを止める力というのは誰しもが持っているし、一番力があるのは「あなた」かもしれない。何かできることを考えて実行してみよう、という約束をして授業を終わる。そんなものでした。

お話調ではなくてわかりにくかったかもしれませんが、そんなお話を伺いまして、非常に感銘した次第です。学年ごとに応じた使い方が非常に重要であると、どれもこれも全部同じように、画一的に取り上げてお話しはできないと思いますし、1年生と6年生は全く違います。中学校、あるいは高校生、それから様々な地域の方々ですとか、先生方との話し合いですとか、そういうものをたくさん持っていくといいなとつくづく感じております。

これからもこういった多くの事例、研究を活かしていきたいと思いますが、終わりになります。昨今はインターネットですとか、スマホ・携帯に関する問題が非常に増加していることは御承知のことだと思います。非常に利便性はありますけれども、大変なリスクを持っているということですね、それを多くの方々に知っていただくということが大切です。便利なことは伝わりますが、リスクの部分は伝わっていかないのです。何か事が起きたときに初めて考えるということでは、遅過ぎますので、もう既に学校教育の中では外部講師などを招いて、教職員を含めて、児童・生徒への指導がしっかりと行われております。側面から、家庭教育の部分で、保護者や地域の教育力向上を含め、啓発ですとか、中高生に対する人権教室などについて、27年度は全国人権の連合体に向けて、中高生に対するインターネットの問題をしっかりとやっていくというお約束を今いたしているところでございます。

最後になりましたけれども、教育社会学の先生で明石先生という方がいらっしゃるのですが、この方が、経済格差は、体験格差を呼ぶ。体験格差というのは、ひいては学力格差につながるのだ、ということをおっしゃっています。いずれにしても、そのような格差は環境の格差になるわけですけれども、環境の格差を、ではどうするかということが課題であろうかと思っております。今後については、こういったこともしっかり考えて、様々なところで研修し、自分たちも体験したものを反映していければよろしいかなと思っております。

拙いお話でしたが、以上でございます。



## ○委員長

ありがとうございました。ただいまの鈴木委員の報告に御意見・御質問はありますか。

## ○教育長

最初の相談件数、相談状況のまとめですけれども、その感想ということですが、8ページのところのミニレター、これについては、児童・生徒からの相談ということになるので、先ほど鈴木委員から御指摘がございましたように、「いじめ」の部分について、25年度と26年度を比較したときに、「言葉によるもの」については、25年度に比して若干ですけれども増えている。それから、「暴力・行為によるもの」については若干減ってはいますけれども、それでも184件、それから「仲間はずれ・無視」については152件が25年度に対して、177件が26年度ということで、25件増えたということの中で、いじめの問題については、やはり予断を許さない状況であると捉えるべきなのだろうなと思いました。

と同時に、この表の「その他」のところを見たときに、「家族関係（両親・兄妹関係等、いじめを除く）」と書いてありますけれども、こちらが25年度は140件であったものが、26年度については172件と32件増えているということでございまして、この2カ年だけで全ての傾向を見ることはできないかと思えますけれども、やはり今日の子どもの問題を考えたときに、家庭の問題、これが一つ大きな課題、問題となっているのがこのような数字であらわれているのかなと、これを拝見して思いました。

私からは、以上です。

## ○委員長

ありがとうございました。ほかに御意見・御質問はありますか。

## ○藤崎委員

コメントが難しい内容なので印象に残ったことだけを申し上げますと、いただいた資料の「弁護士によるいじめの予防授業」の14ページの「授業後のアンケートの感想（子ども）」というところなのですが、「問題提起や疑問が書かれた感想」という、こちらに非常に引きつけられています。

「どんな理由があってもいじめてはいけないと言うけど、『いじめられた時にいじめ返す』だけは譲れません。あれだけひどいことをしたのに、そいつが何もされないのはおかしいと思います。そいつをいじめるんだったら自分は後悔しません」という意見について、自分がこれを子どもに問われたら何と答えるのだろうかというところ、そうじゃないんだと心の中で思いつつ、どうするのかというところ、その原因をつくった人間は何をやってもいいのかとなったときの、ここら辺を、すぐに答えが出るものではないのですが、これは自分の中で考えておかないと、頭ごなしに言って「はい、おしまい」だったり、きれいにまとめてシャンシャンだったりということだと、結局「何も言ってくれない、大人は」ということになって、そこはちょっと今、いただいた資料の中で、自分の中に大きく留まっている、こういう感想を持ちました。

## ○鈴木委員

大事なことだと思っています。これは、やはり状況を把握しないと、安易に回答とか、返事をするわけにはいかないと思います。ですから、その置かれた環境、その子どもがどういう環境にいるのかということですね、どうしてそういう不満があるのかという根本的なものをしっかりと聞いてあげるといふ部分から入っていかないと、おっしゃられたように、こうだからこうだと、その場で即回答するのは危険だと思います。ケース・バイ・ケースなので、一度に答えができない問題というのはたくさんあります。

絡みがあって、例えば、いじめもそうなのですが、いじめたときに、そのいじめはどうしてそういう形にあらわれたのだらうと。家庭の問題であつたり、様々な地域であつたことを八つ当たりしているのかもしれない。たまたま学校に行く前に、通りかかった人から注意を受けて、おもしろくないなって思ったときでもいじめをするのかもしれない。これはその状況に応じて、ケース・バイ・ケースで対応をしていかなければいけないと、このように思っています。

その部分のところも、委員会でよくお話が出るところですけれども、ケースをそれぞれが持ち寄りまして、お話し合いをして、このときはそういう答えをしたのだけれどもということ、皆さんから御意見を頂戴して、それはまずいだらう、このほうがいいだらうという部分は、しっかりとお互いに研究をし合って、今やっているところでございます。

ちなみに御報告申し上げますと、今、委員会の都連合のほうで、人権教室のワーキンググループを発足させて、そのマニュアルを作成中です。

## ○藤崎委員

一つだけ情報提供させていただきますと、小学校の現場なんかで、クラスの中でいじめ問題、いじめというよりトラブル、けんかがありました、としたときに、最悪というか、その後すごくひどくなっていくときの介入の仕方なのですけれども、その二人を呼んで、いじめはよくないだらう、仲間じゃないか、はい、握手、はい、解決という、そういう対応をする先生や保護者がいたときに、その後で、すごく大きくそのクラスが荒れていくという問題があります。

かといって、一つ一つに全部背景まで入っていくところの難しさというところも、難しいからノータッチというわけにはいかないのです、どれだけ、日ごろのやりとりの中から臭いを嗅ぐのかというところがなかなか、現場を任せられている先生方がすごく重荷に感じているところを周りがどうできるのかなという、漠然と今感じているところです。

## ○鈴木委員

そうですね、そういう部分については私も思っています。私は先生、私はこの委員、私は外部の人、様々な立場はあるのですけれども、そういった立場の中、それを越えて、お互いに通常のコミュニケーションができていると、実はこういうことで困っているのだというお話も言いやすいのだと思います。コミュニケーションを持つということをしかりとやっていくことが大切です。どうぞ、何かのときにはご利用ください。

## ○委員長

ほかに御意見・御質問はありますか。

## ○芳賀委員

感想になるのですけれども、今日配付された資料の中で、中野富士見中の「葬式ごっこ」事件のお話があって、もう30年近くたったのだな、一世代グルッと回ってしまったのだなと、いつの時代にもいじめというのはあるのだなと思うわけですが。

「葬式ごっこ」のところをちょっと御紹介されていて、いじめられている子の机の上に、朝行ってみたら色紙があって、みかんがあって、線香があって、牛乳瓶にさした花があって、遺影に見立てた写真も飾ってあると。黒板は、葬儀のように白と黒の縞模様で、あとはいじめられている子の係の名札が黒マジックで消されていたという、そういう「葬式ごっこ」だったのですけれども。

30年近く前のことで、報道を読んだ記憶もちょっと曖昧ですけれども、記憶で発言させていただくと、先生があのととき取った対応が、あの後かなり話題になったように記憶しています。要するに、先ほど加害者、被害者、観衆、傍観者というところがあったわけですが、とりあえず先生はどこにいたのということを考えると、その時点では本来傍観者的なポジションだったはずなのですが、たしか「葬式ごっこ」をしたときに、先生がそこで色紙にちょっと書いてしまったのですよね、その葬式を前提とするようなことを。それによって、観衆、もしくは加害者の側に回ってしまったということが後々話題になった。確かにそこは明らかに分水嶺を超えた行動だったと思っています。

今回の資料はあくまでも生徒だけを言っているのですけれども、先生のポジションというのは、やはり学校という世界ですごく大きいと思っています。それによって、いじめっ子たちはおそらく公認されたと思ったでしょうからね。非常に大きいなと思っています。

世の中には「空気」という恐ろしいものがございまして、それはある種、本当なら、学校であれば先生というのは一段上のところにいるにもかかわらず、ある種の「空気」が作られると、先生ですらそれをコントロールするのが大変になるという局面が確かに起きるのだと思います。だからこそ、小さな芽のうちに潰すことを心がけないと手に負えなくなるということが確かにあります。先ほど藤崎委員のお話にもあったのですけれども、まさに小さいうちにそういう妙な雰囲気にならないようにするというのが大事だということを改めて感じました。以上です。

## ○委員長

ありがとうございました。

## ○横川委員

私も感想ですが、多分、これだけたくさんの方が、例があると、いろいろなパターンがあるかと思うのですが、ある程度パターン分けができるのではないかと考えています。病気でいうと症例検討みたいな、こういうパターンはこういう「いじめ」が起きたとか。それで幾つかのパターンに、たくさんあるのだから、なかなか一言では難しいかと思うのですが。そういうパターン分けをして、御相談を御検討されて多分おられるのかなと

思うので、それぞれこういった相談を受けて、答えを出すのが非常にきつと大変なのだろうなということがこれで推察されますので、少しでもそれを、パターン化をある程度していれば、こういう事例だからこういう答え方で、次はこういうふうに手を打っていけばいいのだろうなというのが、パターンが見えてくると非常によろしいのではないかなと思うのですけれども。すみません、感想です。

## ○委員長

では、私のほうで一つほど質問です。相談を受ける、そして受けた後、相談を受けた人がその相談に乗るのでしょうかけれども、その後、例えば学校とか、行政機関とか、いろいろなところとどういう連携をして解決していくのか、お伺いします。

もう一つは感想なのですけれども。私、先週の土曜日にある中学校の学校公開に伺ったのです。その日は1、2時間目が通常の授業をして、3、4時間目が講師による道徳授業地区公開講座の授業でした。講師の先生が、中学生350人前後と地域、保護者の方20名ぐらいに向けて、命の大切さ、特に「いじめは許されない」という授業を展開していました。

講師の先生は、その学校の元校長で、そして現在も大田区の別の学校の校長先生でした。90分でしたね。90分間という長い時間、休み時間も全然なくて、全員を授業に引きつけて、そして本当に中学生の子どもたちが真剣に聞いていて、途中で拍手なんかも起きたりして。私も話を伺いながら、感動したり、自分も道徳授業地区公開講座の講師を務めるときは、こういうふうな講演をしなくてはいけないと反省もさせられたりしました。

その感想の中で、幾つかあるのですけれども、まず一つは導入で、その校長先生が校長になったとき、その学校で、非常に健康上の苦しい場面があったそうです。そのときに、どうやって立ち直ったのかということと、子どもたちは本当に引きつけられていました。また、話の仕方が、大きな声、小さな声、非常にメリハリがあるというのでしょうか、抑揚があるというのでしょうか、そういうことで中学生が本当に目をキラキラ輝かせて聞いていました。

それから二つ目は、コップなどの具体物を出したり、それから大きな絵を使ったり、映像を出したり、90分の中にいろいろな引き出しを出して、あとはボードですか、そういうものを駆使して、本当に話がわかりやすかったです。

三つ目は、いじめの状況、どういう状況がいじめなのだと、鈴木委員の資料にもあるのですけれども、そういうものを具体的に説明していました。そして、いじめの状況を実演して、中学生は、いじめについて本当に正しい理解と「してはいけないのだな」と、そんなことを感じたのではないかと思います。

四つ目は、中学校の体育館は広いのですよね。広いのですけれども、その先生はノーマイクなのです。ノーマイクで、4カ所いつも回りながら、「いじめは許されないのだ」というのを、熱意と情熱を持ってやっていました。さらに、その先生は、自分でマジックまです。要するに普通のマジシャンがやるマジックではないのです。いじめに関するマジックなのです。本当にすばらしい授業を見させていただきました。

課題を言うならば、1、2時間目の授業のときには、保護者は多くいたのですけれども、その校長先生の道徳授業のときには少なかったです。本当にたくさんのお父さん、お

母さんにもああいう授業を見ていただいて、そして子どもたちとともに考える時間があつたらよかったなと思いました。以上が感想です。

### ○鈴木委員

ありがとうございます。

それでは、最初の御質問のところにちょっとお答えしたいと思います。相談を受けます。相談を受けた後、聞きましたら報告書を出すわけですが、それに伴って、それが人権侵害事案であるかどうかということは、法務局で一応チェックをします。侵害事案であると、そちらのほうに流れていくわけなのですが、委員なり、あるいは法務局内でおさめられる内容、侵害に至らないものですね、については、委員と法務局の担当事務官と調整に回ります。本来ならば、侵害事案だけ取り上げる部課署なのですが、その前の段階が非常に多くて大事なところなのですね。

調整をするということは、例えば当該の学校、あるいは子ども、それから保護者が入る場合もあります。様々な事案があるのですが、双方の言い分を聞きまして、それで調整をします。双方が納得いく形で済めばよろしいのですが、何点かは未解決のままのものもありません。ですから、3カ月かかる、6カ月かかる、中には1年かかる場合もあります。ずっと双方の言い分を聞きながら調整をしていくわけですね。お互いに、ある程度理解をしていただくという形に持っていきます。

それには、例えば大田区であったならば、大田区を担当する委員と一緒に入るかということ、必ずしもそうではありません。ほかの担当の委員と事務官が入るというケースもあります。事件がオープンになりませんが、様々な事案があるということは事実でございまして、できるだけ子どもに寄り添った対応をしているのが現状でございまして。

先ほど家庭の問題が出てきましたけれども、子どもを抜きにした形になる場合もあります。一時、モンスターペアレンツの問題が非常にクローズアップされた時代がございましたけれども、そういう部分で若干そういう傾向も見られることがあります。ですから、ここが先ほど電話とミニレターの数字でお示したところですが、ミニレターは、結局全部子どもがくださるお手紙ですから、子どもたちになるのですが、電話の場合は御本人が出ない。それを聞いた家族の方がかけてくる。そして、しまいには子どもが抜きになって、大人同士の話になってしまうというケースが多々見られます。ですから、その部分も課題の一つだろうと思っております。以上です。

### ○委員長

ありがとうございました。ほかに御意見・御質問はありますか。

### ○指導課長

先ほど藤崎委員から、資料14ページの「問題提起や疑問が書かれた感想」に対する御発言がありましたが、やはり学校で指導するにあたって、どんな理由があってもいじめはいけないというところはぶれるわけにはまいりません。それで、されたことと同じことをすれば、それはいさかいが引き続き続くということであつたり、恨みが増幅するといったことがございます。

資料8ページのところで、かつて、いじめをした女の子が母親となったときに、自分の子どもに自分がしたことと同じことをされたら、どんなに罪深いことだということがわかって、初めて自分のした行為に対して後悔をするのですね。同じように、やはり教育ですから、言葉でしっかりと、「した行為」について理解をさせて、その上でそれがどれだけ罪深いことかということ、後悔するところで初めて終点が見えてくると思います。そこが一番大事なところなのかなと思いました。

#### ○委員長

ありがとうございました。ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

承認いたします。

では、次に教育長より報告をお願いします。

#### ○教育長

それでは私から、先月5月19日、火曜日に開催されました、憲法週間記念事業、大田区人権講演会について御報告をさせていただきます。

今回の講師でございますけれども、テレビ番組の「笑点」でおなじみの落語家の林家たい平さんでして、「笑顔のもとに笑顔が集まる」というテーマでお話をいただきました。

当日は、1,000名を超える来場者がございます、アプリコ大ホールの1階席は満席で、2階席にもお客様にお入りいただくなど、人気の落語家にふさわしく、大入りだったのかなと思います。

講演では、落語家らしく上げたり下げたり、タイミングよくオチを入れるなどして、会場内を飽きさせることなく、笑いを巻き起こしながら、巧みな話術をご披露いただきました。

落語家になるまでの自分の人生の歩みや落語家の世界の裏話、被災地支援の話などをエピソードを交えながら話すという流れの中で、人権というテーマを織り込んで話をされていました。

主な内容をかいつまんでお話をさせていただきますと、まず第一に、人権というと堅苦しいが、相手を想う気持ち、この場合、相手を想うということから「想」の字を当てられておりましたが、この気持ちが人権の第一歩であり、到達点であると。

第二に、笑点の大喜利のメンバーは、みんなそれぞれ違う。その違いを尊重し合って、相手のよいところ、自分のよいところを互いに伸ばし合う、ハーモニーを築いていく。それが観客の楽しみにつながる、人権の第一歩だと。

第三に、楽屋では、人間国宝から修行中の若者まで一つの部屋にいる。そこで後輩は先輩を敬い、先輩から学び、先輩は後輩に目をかけアドバイスをする。相手を想う気持ちが互いに存在する。見えないところの信頼関係が大事だと。

第四に、中学校でいい先生との出会いがあった。社会のテストで、「徳川家康と石田三成は関ヶ原で戦った」が正解のところを、わざと「必死で戦った」にしたら、先生が×で

はなく△をくれた。そういう発想はあなたの感性で、大人になったときに素晴らしい原石になるかもしれないから頑張りなさいと励ましてくれた。違いを認め、人生の答えは一つではないと教えてくれた。

第五に、母校の大学で教鞭をとっているが、志望校ではなく入学した学生に対して、入学した学校には縁があって来たと考え、前向きに捉えよう。どこで咲くかではなく、どんな花を咲かせるかが大事だと話している。

第六に、落語は、一過性の笑いとは違って、笑っているときに温かい血が流れる。じんわりと優しい気持ちになれる。落語という絵の具を使って一人ひとりの心に優しい絵を描く。ささくれ立っていた心が優しくなる。元気になれる。落語で人の心の中をデザインしたいと思った。と同時に、笑顔を作ることがたくさんの笑顔をもたらすことにもなる。

第七に、子どもが人生の岐路に立ったとき、父親らしい姿を見せることができれば、よほどのことがない限り、子どもが曲がることはない。

第八に、下っ端時代はずっとお茶入れをしていたが、つまらない作業だと思っていると顔に出てくる。それで考え方を変えて、工夫してそれぞれの師匠の好みのお茶を入れるようにした。そうするとその一生懸命さが師匠に通じ、師匠が笑顔になって、客席も笑顔になる。そのお客は笑顔を家庭や職場に持って帰る。一人の気持ちを切り替えて、マイナスをプラスに変えるだけで、笑顔が増殖し、人を幸せにできる。

第九に、東日本大震災後、笑いで生きる力を与えられるかもしれないと考え、被災地に通いつけている。被災者からは、何も先が見えない中で、唯一の光がいつも通り「笑点」を観て笑うことだったと言われた。また、噺家だけではなく、復旧にあたったガス屋さんも住民から感謝され、どんな仕事も笑顔をつくる仕事だと確認できた。

第十ですが、娘の小学校卒業式のときに、校長が子どもたちに語ったすてきな言葉が背中を押してくれている。それは、「人が一番うれしいと感じるのは、人を助けたときと、人から助けられたときだよ」という言葉で、それを被災地で多くの支援を受けている子どもたちに話した。「皆さんはたくさん助けられた。だからたくさんの人を助けられる。そういう役目を授かったんだよ」と話している。

以上が、講演の主な内容だったかと思いますが、一般的には、笑顔は自分が楽しいから笑顔になるわけですが、それにとどまらず、他人を明るく元気にするために笑顔はあるんだ、そしてそれはつながっていくんだということ、「笑顔」をキーワードとした人と人との関わりの大切さについての講演だったと思いました。

私からは、以上でございます。

#### ○委員長

ありがとうございました。ただいまの教育長の報告に御意見、御質問はありませんか。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

それでは、承認いたします。

続いて、日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。よろしくお願いいたします。

## ○委員長

それでは、部課長の報告をお願いします。

## ○学務課長

資料) 学校給食費徴収状況

私からは、学校給食費の徴収状況について御報告をいたします。このたび、26年度分がまとまりましたので、御報告するものでございます。

表には、5年分の実績が記載してございますが、一番上の26年度分を御覧ください。

学校給食実施校数は88校でございますが、そのうち未納が発生しました校数は43校となっておりまして、前年に比べて3校の減となっております。割合につきましても、50%を切った状況でございます。

次に児童・生徒数でございますが、児童・生徒数自体は昨年より増えているものの、未納の児童・生徒数につきましても減少しているという状況でございます。

また、給食費につきましても、給食費総額自体は増えてございますが、未納金額につきましても減少してございまして、徴収率は99.81%と前年度より0.04ポイント増えているところでございます。

今後も適切な給食運営ができるよう、引き続き徴収率の向上に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

## ○指導課長

資料1) 大田区立小中学校におけるICT活用推進の当面の方針

資料2) 大田区立小中学校におけるICT活用推進の当面の方針(概要)

私からは、大田区立小中学校におけるICT活用推進の当面の方針について御説明申し上げます。

本区では、「おおた未来プラン10年後期」及び「おおた教育振興プラン2014」において掲げている「ICT教育の推進」のため、昨年度3月に校長会や関係部局で構成するICT活用推進委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。

このたび、ICT活用推進モデル校での取り組みや検証、全校導入に向けての方向性を示した大田区立小中学校におけるICT活用推進の当面の方針をまとめましたので、その内容について概要版で御説明いたします。A4判横の資料を御覧ください。

まず、まず中央上段に「目的」をお示ししました。本方針の目的は、「電子黒板やタブレットPCなどのICTを積極的に授業に活用することで児童・生徒の学ぶ意欲を伸ばし学力の定着を目指す。」ことであり、その下に「目標」として、「確かな学力の定着」と情報モラル・情報リテラシーといった「児童・生徒の情報活用能力向上」の2点を掲げております。

この目標を達成するための方策として、図の周りに配置した五つのボックスにお示し



た内容に取り組んでまいります。

左上のボックス、「学校のICT環境の整備」を御覧ください。「わかる授業」「興味・関心・意欲を引き出す授業」や、児童・生徒の情報活用能力の育成の実現に向けて基盤となる機器等を整備いたします。全普通教室への電子黒板、無線LAN環境の整備や、教員向け及び児童・生徒向けタブレットの整備などについて、ICT活用推進モデル校において整備し、その効果を検証いたします

次は、その下のボックス、「授業におけるICT活用の推進」です。モデル校を中心に、各教科指導におけるICT活用を推進し、授業での効果的な指導方法を各校に普及することにより、教員の授業力向上を図り、児童・生徒の学力の向上を目指します。

次は、右上のボックス、「教員のICT活用能力・ICT活用指導力の向上」です。教員がICTを活用し、よりよい授業を行うことができるよう、研修を計画的に進めてまいります。

次は、右下のボックス、「情報活用能力の系統的な指導の充実」です。児童・生徒に情報活用能力を身に付けさせるため「情報教育」のカリキュラムを整備し、意図的・計画的に情報教育を推進いたします。

最後は、中央下のボックス、「学校のICT化推進体制の整備」です。各校においてICT推進リーダーを指名し、リーダーを中心に、校内体制、指導計画、研修計画を作成し、ICTの活用を推進してまいります。

以上、本方針のもとに取り組み、平成28年度には区としての基本方針をまとめ、区立小中学校全校におけるICTの整備とICT活用の一層の推進を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

## ○委員長

ありがとうございました。ただいまの報告に御意見、御質問はありませんか。

## ○藤崎委員

給食費のことなのですが、この数字を見させていただくと、5年間、とにかく徴収率が上がっている。すごいことだと思うのですがけれども、今年もまた未納がどんどん減っている。何か現場において工夫ですとか、そういうものの事例がもしあれば、情報までに教えていただけますか。

## ○学務課長

こちらにつきましては、リーマンショックでかなり景気が落ち込んだときは徴収率も下がったのですがけれども、その後から大分徴収率が上がっております。景気の動向等もございましてけれども、やはり教職員の努力で徴収率が上がっているというのが実態でございますので、先生方の努力というところが一番大きいかなと考えてございます。

## ○委員長

ほかに御意見、御質問はありませんか。

それでは、ただいまの報告を承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認いたします。

続いて、日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

「第53号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」

「第54号議案 大田区文化財保護審議会委員の委嘱について」

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長

それでは、第53号議案について、事務局職員から説明をお願いします。

○教育総務課長

私からは、第53号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則、について御説明申し上げます。

教育委員会では、様々な非常勤職員を採用し配置しているところでございますが、これまで幼児教育相談員については、資格要件を幼稚園園長・副園長経験者と定め採用してまいりました。また、その報酬については、月13日勤務で月額18万6,730円としているところでございます。

最近では、幼稚園園長・副園長経験者の人材が不足しており、月13日勤務を条件とする採用が困難となっております。そこで一月当たりの勤務日数が13日より少ない条件での採用を可能とし、勤務条件に柔軟性を持たせることで有為の人材を確保しやすくするため、報酬の規定を改める案をお諮りするものでございます。

案では、改正後の規定を18万6,730円以内で教育長が定める額としておりますけれども、運用にあたりましては、18万6,730円を13日で除した1万4,363円を基本額とし、その月の勤務日数に応じた報酬を支出できるようにする予定でございます。この点につきましては、大田区立幼児教育センター幼児教育相談員設置要綱に詳細を定め、適切に運用を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に対して、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第53号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第53号議案について、原案どおり決定いたします。

続きまして、第54号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第54号議案は、大田区文化財保護審議会委員の委嘱について、でございます。

大田区文化財保護審議会委員7名全員の任期が、平成27年6月30日をもって満了することからこれを再任するため、お諮りするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

そこに資料もついておりますけれども、ただいまの説明に対して御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第54号議案について、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第54号議案について、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、平成27年第6回教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

(午後3時15分閉会)